

非居住者に係る金融口座の 自動的交換のための報告制度について

平成29年1月1日以降、新たに口座開設等を行うお客様には、居住地国名等を記載した届出書の提出が必要となります。

当信用金庫は、平成30年以降、毎年4月30日までに、特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることとなります。

【届出書の提出を要する場合の概要】

平成29年1月1日以降、新たに日本の金融機関等に口座開設をする場合
<ul style="list-style-type: none">・氏名・住所（名称・所在地）・居住地国（例えば日本） 等を記載した届出書の提出が必要となります。
平成28年12月31日以前に既に日本の金融機関等に口座開設をしている場合
確認のため、金融機関から <ul style="list-style-type: none">・氏名・住所（名称・所在地）・居住地国（例えば日本） 等を記載した届出書の提出を求められる場合があります。 ※居住地国が外国の場合、当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。

（注）届出書の提出後、居住地国に異動があった場合には、届出書の提出が必要となります。

居住地国が日本である方も、居住地国名として「日本」と記載が必要となります。

（その場合、マイナンバー（個人番号）の記載は不要です。）

